様式5の8

糖尿病透析予防指導管理料 高度腎機能障害患者指導加算に係る 届出書添付書類

<u>報告年月</u>	日:	年月	<u>日</u>
本指導管理料を算定した患者数	(1)		名
(期間: 年 月~ 年 月)			12
①のうち、eGFR _{Cr} 又は eGFR _{Cys} (ml/分/1.73m²) が30未			
満であったもの	2		名
②のうち、①の算定時点から3か月以上経過した時点			
で、血清クレアチニン又はシスタチンCが①の算定時	3		名
点から不変又は低下しているもの			-
②のうち、①の算定時点から3か月以上経過した時点			
で、尿たんぱく排泄量が①の算定時点から 20%以上低	4		名
下しているもの			-
②のうち、①で eGFR _{Cr} 又は eGFR _{Cys} を算出した時点から			
前後3月時点の eGFR _{cr} 又は eGFR _{cys} を比較し、その1月	(5)		名
あたりの低下が30%以上軽減しているもの			
③、④、⑤のいずれかに該当する実患者数	6		名
6/2			%

[記載上の注意点]

1. ①の期間は、報告月の4月前までの3か月間とする。

例:平成30年10月1日の届出 ↓

平成30年4月~30年6月

2. ⑤の計算は、以下の例を参考にされたい。

例1:

算出年月日	2月19日	5月19日	8月19日
eGFR _{Cr} (mI/分/1.73m²)	33. 7	28. 6	25. 6

→前3月では(33.6-28.6)/3月=1.67/月、 後3月では(28.6-25.6)/3月=1.00/月 (1.67-1.00)/(1.67)=40%で、1月当たりの低下が30%以上軽減となるため 該当。

なお、日付は±1週間の範囲で変動しても差し支えない。

例 2

算出年月日	2月12日	5月19日	8月12日
eGFR _{Cr} (mI/分/1.73m²)	33. 7	28. 6	25. 6

→2月12日から5月19日は3月より長く、5月19日から8月12日は 3月より短いが、±1週間の範囲であるため、例2と同様に計算する。